

【表紙】

| | |
|------------|-------------------------------------|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の7第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2019年8月9日 |
| 【四半期会計期間】 | 第87期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日） |
| 【会社名】 | T P R 株式会社 |
| 【英訳名】 | TPR CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長兼COO 岸 雅伸 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号新丸の内センタービル |
| 【電話番号】 | (03)5293-2811(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部長 小島 亮治 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号新丸の内センタービル |
| 【電話番号】 | (03)5293-2811(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部長 小島 亮治 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第86期 第1四半期 連結累計期間 | 第87期 第1四半期 連結累計期間 | 第86期 |
|--------------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 会計期間 | 自2018年4月1日 至2018年6月30日 | 自2019年4月1日 至2019年6月30日 | 自2018年4月1日 至2019年3月31日 |
| 売上高 (百万円) | 47,181 | 43,845 | 192,619 |
| 経常利益 (百万円) | 5,804 | 3,351 | 21,765 |
| 親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円) | 3,498 | 2,079 | 11,515 |
| 四半期包括利益又は包括利益 (百万円) | 1,902 | 2,556 | 8,623 |
| 純資産額 (百万円) | 130,418 | 134,949 | 135,472 |
| 総資産額 (百万円) | 232,743 | 234,749 | 232,275 |
| 1株当たり四半期(当期)純利益 (円) | 98.61 | 58.61 | 324.53 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円) | 98.57 | - | 324.53 |
| 自己資本比率 (%) | 44.4 | 45.4 | 45.9 |

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は、2017年5月24日開催の取締役会決議及び2017年6月29日開催の第84回定時株主総会決議により、「株式給付信託(BBT)」を導入しております。1株当たり四半期(当期)純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数については、株式給付信託によって資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)が所有する当社株式を控除しております。

4. 第87期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

(経営成績)

当第1四半期連結累計期間を取り巻く経営環境は、国内は政府の経済対策や金融政策による効果により、引き続き雇用や所得環境に改善の傾向が見られ、緩やかな回復基調となりました。一方、海外は一部の国における地政学的リスクの顕在化、中国、新興国経済の成長鈍化、米中貿易摩擦の激化や英国のEU離脱問題の影響による世界経済の減速懸念など、国際経済の不確実性は増しており、景気の先行きは不透明な状況となっております。

当社グループが主として関連する自動車業界におきましては、国内は軽自動車が続き下支えし、堅調に推移しましたが、海外は新興国市場の成長鈍化、北米が踊り場となり、中国は前年度を下回るなど、世界市場として大変厳しい環境となりました。

こうした経営環境のもと、当第1四半期連結累計期間の売上高は、中国、北米の二大市場の減速等により7.1%減少いたしました。利益面は、継続的な原価低減活動の推進や経費圧縮などを実行いたしました。売上高の減少や新技術の量産立上げコスト、新商品の開発費用などにより、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益とも減少いたしました。

当第1四半期連結累計期間の業績数値につきましては、次のとおりであります。

| | | |
|------------------|-----------|----------------|
| 売上高 | 438億45百万円 | (前年同期比 7.1%減) |
| 営業利益 | 28億54百万円 | (前年同期比 43.9%減) |
| 経常利益 | 33億51百万円 | (前年同期比 42.3%減) |
| 親会社株主に帰属する四半期純利益 | 20億79百万円 | (前年同期比 40.6%減) |

セグメントの業績概況は、次のとおりであります。

<TPRグループ(除くファルテックグループ)>

日本

日本は、売上高は123億5百万円で、前年同期に比べて28百万円の増収となりました。セグメント利益は8億59百万円で、新技術の量産立上げコスト、新商品の開発費用などにより、前年同期に比べて4億59百万円の減益となりました。

アジア

アジア地域は、売上高は73億77百万円で、中国市場の減速や販売単価の下落などにより、前年同期に比べて17億29百万円の減収となりました。セグメント利益は15億19百万円で、売上高の減少などにより、前年同期に比べて11億11百万円の減益となりました。

北米

北米地域は、売上高は34億18百万円で、北米市場の減速などにより、前年同期に比べて6億44百万円の減収となりました。セグメント利益は2億61百万円で、売上高の減少などにより、前年同期に比べて1億93百万円の減益となりました。

その他地域

その他地域は、売上高は7億68百万円で、前年同期に比べて1億22百万円の減収となりました。セグメント利益は2億48百万円で、前年同期に比べて33百万円の減益となりました。

<ファルテックグループ>

売上高は199億75百万円で、お客様の生産台数減の影響等により、前年同期に比べて8億68百万円の減収となりました。セグメント損失は1億23百万円で、売上高の減少などにより、前年同期に比べて2億52百万円の減益となりました。

(財政状態)

総資産

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末と比較して24億74百万円増加し、2,347億49百万円となりました。これは主に有形固定資産が51億63百万円増加した一方、投資有価証券が27億90百万円減少したこと等によるものであります。

負債

負債は、前連結会計年度末と比較して29億98百万円増加し、998億円となりました。これは主に短期借入金が増加した17億61百万円増加したこと等によるものであります。

純資産

純資産は、前連結会計年度末と比較して5億23百万円減少し、1,349億49百万円となりました。これは主に利益剰余金が増加した8億54百万円増加した一方、その他有価証券評価差額金が13億90百万円減少したこと等によるものであります。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りであります。

1) 基本方針の内容

・基本方針

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上を図ることが株主共同の利益に資するものと考えており、経営課題として日々その実現に努めています。

当社の株主の在り方について当社は、金融商品取引所への上場により株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えておりますので、会社を支配する者の在り方は、株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきものと考えています。

したがって、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主が買付の条件等について検討したり、当社取締役会が代替案を提案するための合理的に必要な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのあるものもあり得ます。このように不適切な大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

・基本方針の実現に資する取組み

当社は、1939年の創業より培ってきた材料・加工・表面処理技術等のものづくりを原点とし、エンジン機能部品メーカーとして、ピストンリング、シリンダライナ、パルプシート等のパワートレイン部品で、世界のお客様に満足していただくべく努力してまいりました。当社の企業理念である、

わたくしたちは、

動力機構の高度化を原点として、無限の可能性に挑戦し、

優れた技術と価値ある商品の世界への提供を通じて、

クリーンで、クオリティの高い地球社会の実現に貢献します。

との精神のもと、事業を展開しています。

1. 中長期経営戦略の策定

「20中計」の目指す姿である「技術力 (Technology) ・情熱 (Passion) ・信頼 (Reliance) を基盤として、4本の柱 (1の柱 パワトレ商品のダントツNo.1を追求、2の柱 新規事業の積極展開をスピードアップ、3の柱 安全・環境・防災の徹底、4の柱 働き甲斐のある職場づくり) を確立するT P Rグループの実現」に取り組み、株主価値の増大を図ってまいります。

「20中計」の基本戦略は次のとおりです。

「Innovate & Expand / Globally & Speedily」をスローガンに掲げ、17中計で掲げたスローガン「革新と拡大 (Innovate & Expand)」をこれまで以上にグローバル且つスピーディーに推し進めて、「パワトレ商品のダントツNo.1を追求」・「新規事業の積極展開をスピードアップ」・「安全・環境・防災の徹底」・「働き甲斐のある職場づくり」の実現に向けて取り組んでまいります。

極める (ダントツNo.1)

市場をリードするダントツ技術の確立

最高品質の追求

革新的な生産合理化

最適調達・物流の実現

拓く (積極展開)

拡販活動と事業の積極展開

変革の加速化

技能・技術移転の推進

支える (全体最適)

企業グループ経営への本格的シフト

グループ安全・環境・防災の徹底

人材育成・働き甲斐ある職場づくり

2. コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に成長させてゆくためにはコーポレート・ガバナンスの充実が必要不可欠と考えておりますので、以下の体制整備に取り組んでいます。

当社は取締役会と監査役会を設置しています。

取締役の監督機能と業務執行を分離するために、会長兼CEOと社長兼COOをはじめとする執行役員制度を導入しております。

監査役会は、内部監査部門と連携をとり、また会計監査人と定期的な意見交換を実施して、適切、適正な監査を行うことでコーポレート・ガバナンスの充実を推進しています。

（1）取締役会

原則として毎月開催するほか、必要に応じ随時開催しています。内部統制強化、コンプライアンス遵守の実現をはじめ当社のコーポレート・ガバナンスの充実のため、独立社外取締役として法曹界出身の弁護士、金融業界及び製造業界出身者の3名を選任しています。

また、取締役会審議の効率化、活発化を目的に、常務執行役員以上の執行役員で構成される経営会議で重要案件について協議し、合意事項のみを取締役に上程することを原則としています。経営会議は月2回定例開催し、必要に応じて随時開催しています。

さらに、経営陣幹部の指名・報酬の透明性・客観性を強化するため、取締役会の諮問機関として、指名報酬委員会を設置しております。委員会の構成は3名以上とし、過半数を独立社外取締役としています。

（2）監査役、内部監査、会計監査人

監査役は5名で、うち3名を専門的知見を持ち独立性の高い社外監査役とし、中立的、客観的な監査体制を確保しています。監査役は、監査役会の定める監査方針および分担に従い監査を実施しています。

社長直属の内部監査部門である監査室を設置し、業務執行に係る監査を実施しています。監査室は、監査役と定期的に情報交換の会合を開催し、連携をとっています。また、監査役の職務を補助する使用人として、2名の監査役スタッフ（兼務）を配置しています。

これらの体制により、当社のコーポレート・ガバナンスは十分に機能していると判断しております。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（以下「本プラン」という）

本プラン導入の目的

上記に述べた基本方針に照らして不適切な者によって大規模な当社株式の買付行為（以下「大規模買付行為」という）が行われ、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入したものです。

大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付行為を行う者（以下「大規模買付者」という）が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

大規模買付行為がなされた場合の対応

）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、高値で株式を関係者に引き取らせることが目的など、予め当社が定める5つの基準に該当し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

）独立委員会の設置

対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会規程を定めるとともに、独立委員会を設置しました。

株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切にご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止

本プランは、2007年2月8日に当社取締役会の決議をもって同日より発効し、2007年6月28日に開催された第74回定時株主総会において承認いただきました。その後、2010年6月25日開催の第77回定時株主総会、2013年6月27日開催の第80回定時株主総会、2016年6月29日開催の第83回定時株主総会及び2019年6月27日開催の第86回定時株主総会において内容一部変更のうえ継続承認いただいて、2022年6月開催予定の定時株主総会終結時までの有効期限内で継続しております。

・本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表し、2018年6月1日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっています。

株主意思を重視するものであること

本プランは、当社取締役会決議にて決定いたしました。2007年6月28日開催の第74回定時株主総会、2010年6月25日開催の第77回定時株主総会、2013年6月27日開催の第80回定時株主総会、2016年6月29日開催の第83回定時株主総会及び2019年6月27日開催の第86回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただいたことで、株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。

また、大規模買付行為がなされた場合の対応につきまして、独立委員会から、対抗措置を発動するか否かにつき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合において、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を直接確認することが適切と判断するときには、当社取締役会は、取締役会評価期間内に、株主総会の招集を決議し、対抗措置発動の是非に関する株主の皆様意思を確認するものとします。

独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置の発動は、上記「大規模買付行為がなされた場合の対応」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費の金額は、14億43百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 135,000,000 |
| 計 | 135,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2019年6月30日) | 提出日現在発行数(株) (2019年8月9日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|------------------------------------|----------------------------|------------------------------------|---------------|
| 普通株式 | 36,100,099 | 36,100,099 | 東京証券取引所 (市場第一部) | 単元株式数 100株 |
| 計 | 36,100,099 | 36,100,099 | - | - |

(注)「提出日現在発行数」欄には、2019年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総 数増減数 (株) | 発行済株式総 数残高(株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金増 減額 (百万円) | 資本準備金残 高(百万円) |
|--------------------------|-----------------------|------------------|-----------------|----------------|-----------------------|------------------|
| 2019年4月1日～ 2019年6月30日 | - | 36,100,099 | - | 4,758 | - | 3,860 |

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2019年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2019年6月30日現在

| 区分 | 株式数（株） | 議決権の数（個） | 内容 |
|----------------|-----------------|----------|----------------|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式（自己株式等） | - | - | - |
| 議決権制限株式（その他） | - | - | - |
| 完全議決権株式（自己株式等） | 普通株式 519,600 | - | - |
| 完全議決権株式（その他） | 普通株式 35,556,100 | 355,561 | - |
| 単元未満株式 | 普通株式 24,399 | - | 1単元（100株）未満の株式 |
| 発行済株式総数 | 36,100,099 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 355,561 | - |

（注）1．単元未満株式数には当社所有の自己株式1株が含まれております。

2．株式給付信託（BBT）によって資産管理サービス信託銀行㈱（信託E口）が所有する当社株式96千株（議決権の数963個）につきましては、「完全議決権株式（その他）」に含めて表示しております。

【自己株式等】

2019年6月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数（株） | 他人名義所有株式数（株） | 所有株式数の合計（株） | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％） |
|------------|---------------------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| T P R株式会社 | 東京都千代田区丸の内 1-6-2 | 519,600 | - | 519,600 | 1.44 |
| 計 | - | 519,600 | - | 519,600 | 1.44 |

（注）当第1四半期会計期間末の自己株式数は519,601株であります。なお、株式給付信託（BBT）によって資産管理サービス信託銀行㈱（信託E口）が所有する当社株式96千株は、上記自己株式に含めておりません。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (2019年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日) |
|-----------------|-------------------------|------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 39,248 | 40,308 |
| 受取手形及び売掛金 | 46,279 | 43,528 |
| 商品及び製品 | 11,702 | 12,070 |
| 仕掛品 | 4,254 | 4,552 |
| 原材料及び貯蔵品 | 7,126 | 7,380 |
| その他 | 6,302 | 6,228 |
| 貸倒引当金 | 313 | 264 |
| 流動資産合計 | 114,600 | 113,804 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物（純額） | 21,613 | 22,582 |
| 機械装置及び運搬具（純額） | 29,429 | 30,704 |
| その他（純額） | 18,055 | 20,975 |
| 有形固定資産合計 | 69,099 | 74,262 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 667 | 622 |
| その他 | 1,934 | 2,046 |
| 無形固定資産合計 | 2,601 | 2,669 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 24,563 | 21,772 |
| 退職給付に係る資産 | 4,892 | 5,056 |
| その他 | 16,536 | 17,282 |
| 貸倒引当金 | 18 | 98 |
| 投資その他の資産合計 | 45,974 | 44,013 |
| 固定資産合計 | 117,675 | 120,945 |
| 資産合計 | 232,275 | 234,749 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (2019年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日) |
|---------------|-------------------------|------------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 18,663 | 16,542 |
| 電子記録債務 | 10,355 | 9,866 |
| 短期借入金 | 25,230 | 26,992 |
| 未払法人税等 | 1,371 | 857 |
| 賞与引当金 | 2,286 | 2,432 |
| その他 | 11,275 | 14,192 |
| 流動負債合計 | 69,184 | 70,884 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 14,116 | 14,668 |
| 退職給付に係る負債 | 6,338 | 6,191 |
| 引当金 | 1,112 | 933 |
| 資産除去債務 | 101 | 177 |
| その他 | 5,949 | 6,945 |
| 固定負債合計 | 27,618 | 28,916 |
| 負債合計 | 96,802 | 99,800 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 4,758 | 4,758 |
| 資本剰余金 | 4,209 | 4,209 |
| 利益剰余金 | 88,412 | 89,266 |
| 自己株式 | 1,118 | 1,119 |
| 株主資本合計 | 96,261 | 97,115 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 10,083 | 8,693 |
| 繰延ヘッジ損益 | 0 | 0 |
| 為替換算調整勘定 | 12 | 756 |
| 退職給付に係る調整累計額 | 162 | 126 |
| その他の包括利益累計額合計 | 10,258 | 9,576 |
| 新株予約権 | 161 | 147 |
| 非支配株主持分 | 28,791 | 28,109 |
| 純資産合計 | 135,472 | 134,949 |
| 負債純資産合計 | 232,275 | 234,749 |

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) |
|------------------|---|---|
| 売上高 | 47,181 | 43,845 |
| 売上原価 | 35,127 | 34,235 |
| 売上総利益 | 12,054 | 9,610 |
| 販売費及び一般管理費 | 6,968 | 6,755 |
| 営業利益 | 5,086 | 2,854 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 69 | 86 |
| 受取配当金 | 117 | 122 |
| 持分法による投資利益 | 622 | 474 |
| その他 | 99 | 145 |
| 営業外収益合計 | 909 | 829 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 67 | 87 |
| 為替差損 | 64 | 130 |
| その他 | 59 | 115 |
| 営業外費用合計 | 191 | 332 |
| 経常利益 | 5,804 | 3,351 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | - | 11 |
| 新株予約権戻入益 | - | 13 |
| 課徴金返還額 | - | 60 |
| 補助金収入 | 17 | - |
| 特別利益合計 | 17 | 84 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 9 | 23 |
| 投資有価証券評価損 | - | 17 |
| 特別損失合計 | 9 | 41 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 5,811 | 3,394 |
| 法人税等 | 1,043 | 655 |
| 四半期純利益 | 4,768 | 2,738 |
| 非支配株主に帰属する四半期純利益 | 1,270 | 659 |
| 親会社株主に帰属する四半期純利益 | 3,498 | 2,079 |

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) |
|------------------|---|---|
| 四半期純利益 | 4,768 | 2,738 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 36 | 1,393 |
| 繰延ヘッジ損益 | 0 | 0 |
| 為替換算調整勘定 | 2,377 | 1,073 |
| 退職給付に係る調整額 | 22 | 42 |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | 429 | 180 |
| その他の包括利益合計 | 2,866 | 182 |
| 四半期包括利益 | 1,902 | 2,556 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | 1,162 | 1,397 |
| 非支配株主に係る四半期包括利益 | 739 | 1,159 |

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲に関する事項の変更

(1) 連結の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間より、株式会社北九州ファルテックは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(2) 変更後の連結子会社の数

38社

(会計方針の変更)

(IFRS第16号「リース」の適用)

国際財務報告基準を適用している在外子会社は、当第1四半期連結会計期間より、国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)を適用しております。IFRS第16号の適用については、経過的な取扱いに従っており、会計方針の変更による累積的影響額を当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に計上しております。

なお、当該会計基準の適用が四半期連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。

(会計上の見積りの変更)

(退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異の費用処理年数の変更)

一部の連結子会社において、退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異の費用処理年数について、従来、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数として12年で費用処理しておりましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当第1四半期連結会計期間より費用処理年数を10年に変更しております。

なお、この変更による当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、一部の連結子会社において、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

連結会社以外の次の関係会社等について、金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

| | 前連結会計年度 (2019年 3月31日) | 当第 1 四半期連結会計期間 (2019年 6月30日) |
|----------------------|----------------------------|-----------------------------------|
| P T . アートピストン インドネシア | 165百万円 | 153百万円 |
| 株式会社いしかわファルテック | 188 | 153 |
| 計 | 353 | 306 |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第 1 四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第 1 四半期連結累計期間に係る減価償却費 (のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。) 及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

| | 前第 1 四半期連結累計期間 (自 2018年 4月 1日 至 2018年 6月30日) | 当第 1 四半期連結累計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 6月30日) |
|---------|--|--|
| 減価償却費 | 2,507百万円 | 2,620百万円 |
| のれんの償却額 | 46 | 44 |

(株主資本等関係)

前第 1 四半期連結累計期間 (自2018年 4月 1日 至2018年 6月30日)

配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1 株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|-----------------------|-------|-------------------|------------------------|-------------|-------------|-------|
| 2018年 6月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 925 | 26.0 | 2018年 3月31日 | 2018年 6月29日 | 利益剰余金 |

(注) 2018年 6月28日定時株主総会決議による普通株式の配当金の総額925百万円には、信託口が所有する当社株式に係る配当金 2 百万円が含まれております。

当第 1 四半期連結累計期間 (自2019年 4月 1日 至2019年 6月30日)

配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1 株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|-----------------------|-------|-------------------|------------------------|-------------|-------------|-------|
| 2019年 6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 960 | 27.0 | 2019年 3月31日 | 2019年 6月28日 | 利益剰余金 |

(注) 2019年 6月27日定時株主総会決議による普通株式の配当金の総額960百万円には、信託口が所有する当社株式に係る配当金 2 百万円が含まれております。

(セグメント情報等)

前第1四半期連結累計期間(自2018年4月1日至2018年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | | | | | | 合計 |
|-----------------------|-------------------------|-------|-------|--------------|--------|----------------|--------|
| | T P Rグループ(除くファルテックグループ) | | | | | ファルテック グループ | |
| | 日本 | アジア | 北米 | その他地域 (注) | 計 | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 12,276 | 9,106 | 4,062 | 890 | 26,337 | 20,844 | 47,181 |
| セグメント間の内部 売上高又は振替高 | 2,391 | 812 | 27 | 16 | 3,247 | 0 | 3,247 |
| 計 | 14,668 | 9,919 | 4,090 | 907 | 29,584 | 20,844 | 50,429 |
| セグメント利益 | 1,319 | 2,630 | 455 | 282 | 4,687 | 129 | 4,817 |

(注)「その他地域」の区分は、欧州及び南米の現地法人の事業活動であります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

| 利益 | 金額 |
|-----------------|-------|
| 報告セグメント計 | 4,817 |
| セグメント間取引消去 | 36 |
| 未実現利益の調整額 | 232 |
| 四半期連結損益計算書の営業利益 | 5,086 |

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自2019年4月1日至2019年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

| | 報告セグメント | | | | | | 合計 |
|-----------------------|-------------------------|-------|-------|--------------|--------|----------------|--------|
| | T P Rグループ（除くファルテックグループ） | | | | | ファルテック グループ | |
| | 日本 | アジア | 北米 | その他地域 （注） | 計 | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 12,305 | 7,377 | 3,418 | 768 | 23,869 | 19,975 | 43,845 |
| セグメント間の内部 売上高又は振替高 | 2,232 | 902 | 27 | 13 | 3,176 | 0 | 3,176 |
| 計 | 14,538 | 8,279 | 3,446 | 782 | 27,046 | 19,975 | 47,022 |
| セグメント利益又は損失 （ ） | 859 | 1,519 | 261 | 248 | 2,889 | 123 | 2,766 |

（注）「その他地域」の区分は、欧州及び南米の現地法人の事業活動であります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

| 利益 | 金額 |
|-----------------|-------|
| 報告セグメント計 | 2,766 |
| セグメント間取引消去 | 32 |
| 未実現利益の調整額 | 55 |
| 四半期連結損益計算書の営業利益 | 2,854 |

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

該当事項はありません。

（のれんの金額の重要な変動）

該当事項はありません。

（重要な負ののれん発生益）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。なお、1株当たり四半期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数については、株式給付信託(BBT)によって資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)が所有する当社株式(当第1四半期連結累計期間96千株、前第1四半期連結累計期間100千株)を控除しております。

| | 前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) |
|---|---|---|
| (1) 1株当たり四半期純利益 | 98円61銭 | 58円61銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円) | 3,498 | 2,079 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - | - |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円) | 3,498 | 2,079 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 35,478 | 35,484 |
| (2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 | 98円57銭 | - |
| (算定上の基礎) | | |
| 親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円) | - | - |
| 普通株式増加数(千株) | 12 | - |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | - | - |

(注) 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年8月9日

T P R 株式会社

取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 日置重樹 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 山崎一彦 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているT P R 株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、T P R 株式会社及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。